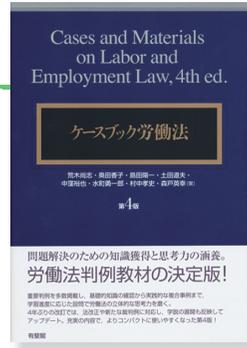


# ケースブック労働法〔第4版〕

荒木尚志 = 奥田香子 = 島田陽一 = 土田道夫 =  
中窪裕也 = 水町勇一郎 = 村中孝史 = 森戸英幸

2015年4月刊 / 476頁 / 本体 4000円 + 税  
A5判 / 並製



編集  
担当者  
から

法科大学院での学習に欠かせない労働法のケースブックが、ひとまわり小さく、学習に使いやすいハンディなサイズになりました。ケースブックの命である豊富な判例・事例・資料・設問は、紙面を工夫して、これまでのものから判例・事例等の掲載数も分量も減らすことなく、近時の判例を新しく収録し、さらに労働法の基本的・応用的・発展的問題を検討するための設問とその解説を一層充実させています。

司法試験の選択科目としての労働法の人気は、教材が充実していることも理由の1つだそうです。教科書も演習書もさまざまなものから選べて、自分に合う1冊が見つかりやすい。裏を返せば、有力な学習用教材がほかにもたくさんあるなかで、本書は思い切って、学生さんが使いやすいように、ブラッシュアップを図りました。一番のポイントは定価を大幅に下げたことです。

労働法の体系を、多数の判例・事例とともに、有機的・立体的に学ぶことができる『ケースブック労働法』。いつでも傍らに置いて、労働法の踏み込んだ学習を進めてください。(I + K)

## Point!



コンパクトな紙面に、概説・判例・資料・設問がギュッと詰まっています。

### 第1章 労働法総論

#### Unit 3 労働法上の「使用者」

**概説** 労働契約関係は、基本的に労働者と使用者の間に生じる関係である。この関係の一方の当事者である使用者は、相手方である労働者に対し、資金支払義務など労働契約上の義務を負うと同時に、労基法などの労働関係法規を遵守する責任を負う。また、労組法は使用者に労働組合と団体交渉をすることを義務付けており(労組7条2号)、使用者はこのような労組法上の責任を負う主体にもなる。このように、労働法上の「使用者」概念には、①労働契約上の責任を負う主体としての労働契約上の使用者概念、②労基法上の責任を負う主体としての労基法上の使用者概念(そのなかでも労基法違反の罰則の適用や行政処罰の対象となる「使用者」については労基法10条に定義がある)、③労組法上の責任を負う主体としての使用者概念の大きく3つがある。

典型的な企業の場合、労働者が労働契約を締結している相手方である企業が労働法上の使用者(①)であると同時に労働法上の使用者(②)であり、労基法が規制している事項について実質的な権限を有している者が労基法上の罰則適用や行政処罰の対象となる使用者(③)とされる。しかし、実際の企業形態をみてみると、親会社や社外から労働者が派遣されているケースなど労働契約の相手方である使用者以外の者が労働者の処遇などについて実質的な支配・決定を行っている場合があり、また、企業合併、事業譲渡、会社分割など企業組織の変更に伴って複数の使用者が交錯しあう場面も生じている。このように複雑・多様化している企業形態のなかでは、上に述べたような法的責任を負う主体(「使用者」)が誰なのかをそれぞれ具体的に判断していく必要がある。

このUnitの課題は、このような労働法上の「使用者」概念について、その基本的な判断枠組み・基準を理解し、それぞれの場面でどの主体がそこで問題となっている「使用者」としての責任を負うのかを適切に判断できる能力を養うことにある。

(基本文庫) 小似修治「使用者概念の進化と法」『労働21世紀』巻222頁、注釈分庫(上)180頁(田原章)、荒木尚志「企業組織の変動と使用者の契約責任」田原章(3)181頁

#### 判例1 資金の支払義務を負う「使用者」

黒川建設事件・東京地判平成13・7・25労働813号15頁

**【事案の概要】**  
原告Xは、訴外A社に雇用され、その後訴外B社の取締役役に就任した。B社は、A社の設立者であった被告Y1が、A社の資金繰りが悪化したため、その設計業務を移管して設立した会社であった。また、Y1は、被告Y2社を設立して、A社の建設業務を同社に移管した。これらの両会社設立とそこへの業務移管を経て、A社は解散した。その後のA社グループは、Y2社およびB社ほか9社から成っており、各社の資本金はY2社が3億円と突出して多く、他社は2000万円から5000万円であった。

B社の会計・財政はY1によってはいまに操作され、B社の資産は若干の現金を除きほとんどない状態にあった。XはB社を退職し、B社を実質的に支配していたY1とY2社に対して未払資金および未払退職金の支払を請求した。

**【判旨】**  
「およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに法律技術に基づいて行われるものである。従って、法人格が金銭上の形態にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するため濫用されるが如き場合に於いては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものといべきであり、法人格を否認することは要請される場合を生ずる(最高裁判所44年2月27日第一小法廷判決民集23巻2号511頁参照)。

そして、株式会社において、法人格が全くの形態にすぎないというためには、単に当該会社の業務に対し他の会社または株主が、株主たる権利を行使し、利用することにより、当該株式会社に対し支配を及ぼしているというのみでは足りず(依的観点の禁止及び公正取引の確保に関する法律9条は他社の事業活動を支配することを主たる事業とする持株会社を原則として違法とすることが参照されるべきである)、当該会社の業務執行、財産管理、会計区分等の実態を総合考慮して、法人としての実体が形態にすぎないかどうかを判断すべきである。

……これを本件についてみると、……B社は一応自己の名を取引を行い、形式上同社固有の会計処理がなされていたものの、他方で、次の事実も認められる。

ア B社の発行済株式の98パーセントは、Y2社、C社、D社が保有し、これら